

※研究提案募集(RFP)募集要項等に記載の通り、原則原文通りにて契約いたします。
なお、本雛型は現時点での原案であり、機構内規程の変更による軽微な文言修正等が必要となった場合は、採択通知の際にお知らせをさせていただきます。

共同研究契約書（二者間の場合）

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「甲」という。）、●●（以下「乙」という。）は、次の各条及び別表に従い、相互協力して共同研究を実施するものとし、共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本契約において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

（１）「研究成果」とは、本共同研究に基づき得られたもので、第13条に定める成果報告書中で成果として確定された本共同研究の目的に係る発明、考案、意匠、標章、著作物及びノウハウ等技術的成果並びに科学的知見をいう。

（２）「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

（イ）特許法に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、商標法に規定する商標権（以下「商標権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）

（ロ）特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する登録出願により生じた権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位

（ハ）著作権法に規定する著作物（プログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権を含む。）

（ニ）外国における上記各権利に相当する権利

（ホ）文書等客観的に特定可能であり秘匿することが可能な技術情報であつて、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（本契約において、「ノウハウ」という。以下同じ。）を利用する権利

（３）「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明を、実用新案権の対象となるものについては考案を、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作を、育成者権の対象となるものについては育成を、ノウハウの対象となるものについては案出をいう。

- (4) 「出願等」とは、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請及び出願（仮出願を含む。）、著作権については著作物及び著作権の登録をいう。
- (5) 知的財産権の「利用」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、著作権法第21条から第28条に規定する権利の対象となる行為、種苗法第2条第5項に定める行為並びにノウハウの使用をいう。
- (6) 「研究担当者」とは、本共同研究に従事する甲又は乙に属する本契約の別表第3に掲げる者及び本契約第3条第3項に規定する者をいう。また、「研究協力者」とは、本共同研究に従事する者のうち、本契約第4条第1項に規定する者という。

(研究内容) ※採択後に提出いただく実施計画書から、必要事項を転記する。

第2条 甲及び乙は、次の研究を共同で実施する。

- (1) 研究課題：
- (2) 研究目的：
- (3) 研究内容：
- (4) 研究分担：別表第1のとおり
- (5) 研究期間：本契約締結日から●●年●●月●●日
- (6) 研究スケジュール：別表第2のとおり
- (7) 研究実施場所：本共同研究は、次に示す場所で実施する。

甲) ●●●県●●市●●

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 ●●

乙) 乙の住所（共同研究実施場所を記載）

場所（事業所）名

(8) 契約番号：

(研究の担当)

第3条 甲及び乙は、それぞれ別表第1に掲げる研究を担当し、それぞれ担当した研究についての管理を行う。

2 甲及び乙は、それぞれ別表第3に掲げる者を本共同研究に参加させ、それぞれ主たる研究担当者を置く。

- 3 甲及び乙は、自己に属する者を新たに本共同研究に参加させようとする場合は、予め相手方に別表第3に準じた書面により通知するものとし、当該者に対して本契約の内容を遵守するよう必要な措置をとる。なお、やむを得ない事情により、研究担当者の変更又は削減を行う必要がある場合は、別途、甲乙協議するものとする。

(研究協力者)

- 第4条 甲又は乙は、本共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加又は協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の自己に所属する者又は学生等を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。
- 2 前項において、研究協力者を参加させた甲又は乙は、研究協力者となる者に本契約の内容を遵守させなければならない。研究協力者による本契約内容の違反は、当該研究協力者を参加させた甲又は乙の本契約の違反を構成するものとする。
 - 3 研究協力者が本共同研究の結果、発明等を行った場合は、本契約の関連規定を準用する。

(研究担当者等の派遣)

- 第5条 甲及び乙は、本共同研究を実施するために必要がある場合は、予め相手方の同意を得て、別表第3に掲げる者及び研究協力者を相手方の施設内に派遣することができる。この場合、相手方の諸規程等に従わなければならない。

(研究経費の負担)

- 第6条 甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な研究経費を別表第4のとおり負担する。

(研究経費の支払)

- 第6条の2 甲は、別表第4に掲げる研究経費のうち甲が乙に支払うべき研究経費を、会計年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう、以下同じ。)ごとに、乙の請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。
- 2 乙は、前項の請求書に当該研究経費の経費等内訳明細書を添付するものとする。
 - 3 乙は、研究経費について、前項に規定する経費等内訳明細書における直接経費の費目の間で経費の流用を行うことにより、直接経費総額の5割(5割相当額が300万円以下の場合は300万円)を超える増減の変更をしようとする

きには、予め甲の承認を得なければならない。

- 4 前項にかかわらず、間接経費（一般管理費）は各費目との流用をしてはならない。
- 5 甲が第1項に規定される支払期限までに第1項の研究経費を支払わないときは、支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、その未払額に、遅滞の責任を負った最初の時点における民法第404条で定める法定利率で計算した延滞金を、乙は甲に対して請求できる。ただし、金額が10,000円未満であるときは支払いを要しないものとし、その額に1,000円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

（経理）

第6条の3 第6条の研究経費の経理は乙が行う。

- 2 乙は、前条第2項の研究経費の経費等内訳明細書を、本共同研究終了の日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日から7年間保管しなければならない。
- 3 乙は、第6条の研究経費の経理状況を明らかにするため、実績内訳書を備え、支出額を費目毎、種別毎に区分して記載するとともに、その支出を証する書類を整理し、本共同研究終了の日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日から7年間保管し、甲の要求があるときは、甲の指定する期限までに提出しなければならない。

（実績報告）

第6条の4 乙は、本共同研究が終了又は本契約が解約若しくは解除されたとき及びそれまでの毎会計年度末において、実績報告書（収支報告を含む）を作成し、本共同研究が終了又は本契約が解約若しくは解除されたときにおいてはその日から61日以内に、また毎会計年度末においては翌会計年度の5月31日までにそれぞれ甲に提出しなければならない。

（契約金額の確定）

- 第6条の5 甲は、本共同研究の終了又は本契約の解約若しくは解除に伴い実績報告書の提出を受けたときは、本条、次条及び6条の7の定めるところに従い、契約金額を上限として第6条の研究経費を精算し、速やかに契約金額を確定し、乙に通知する。なお、各会計年度において当該契約金額が別表第4に掲げる金額に満たないときは、翌会計年度も本契約が継続している場合に限り、当該差額を翌会計年度に持ち越し執行することができる。
- 2 実績額の計算において、間接経費（一般管理費）率は、契約時において乙が甲に対して適用した率により計算するものとする。

(実績額の調査)

第6条の6 甲は、前条第1項に規定する契約金額の確定において、実績額が本契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか否か等を調査するものとし、必要がある時は乙に参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所その他関係場所に立ち入り、帳簿及び関係書類を調査することができる。

(支払済み金の返納)

第6条の7 甲は、第6条の2に定める支払方法により支払いを行った後、第6条の5の契約金額の確定においてすでに支払った金額が乙に支払うべき金額を超える場合には、その超える金額の返納を乙に請求する。ただし、第6条の5第1項なお書きに該当する場合にはこの限りではない。

2 前項の場合において、乙は、甲の所定の請求書発行の日の翌月末日までに返納しなければならない。

3 乙が、前項の期限内に返納しない場合の措置については、第6条の2第5項の規定を準用する。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第6条の8 別表第4に掲げる研究経費により取得した施設・設備・備品等のうち、甲が資産として指定する物は、本共同研究の終了日以降、甲に帰属するものとする。ただし、当該設備等を取得した契約当事者が国、地方公共団体、独立行政法人その他公の機関である場合は、当事者間での協議の上、当該設備等を取得した契約当事者の帰属とすることができるものとする。

2 乙は、本共同研究が終了したとき又は本契約が解約若しくは解除されたとき及びそれまでの毎会計年度末において、前項に該当する物の一覧を作成し、甲に提出しなければならない。

(情報交換及び目的外使用の禁止)

第7条 甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な、自己が保有する情報、資料又はプログラム等（以下「技術資料等」という。）を、第三者との契約等により秘密保持義務を負っていない場合に限り、相互に無償で提供又は開示する。

2 前項にかかわらず、相手方から提供又は開示された技術資料等が知的財産権の対象となる場合において、甲又は乙が当該技術資料等を本共同研究以外で利用するときは、甲及び乙は、事前に相手方の同意を得るものとし、別途締結する実施契約で定める利用料を相手方に支払う。

- 3 甲及び乙は、本契約に従って相手方から開示又は提供される技術資料等の輸出、または外国における技術資料等の提供若しくは非居住者及び「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下「役務通達」という。）の1（3）サに規定する特定類型の該当者（以下、非居住者と特定類型該当者をまとめて「非居住者等」という。）への技術資料等の提供を行う場合、これが第三者への開示に該当するか否かに関わらず、事前に当該技術資料等の提供元の書面による同意を得るものとし、外国為替及び外国貿易法等に従い輸出許可取得等必要な手続きを行う。
- 4 甲及び乙は、本条に基づき相手方から開示を受けた技術資料等を、本契約の目的以外で利用してはならない。

（施設、設備及び機器の使用等）

- 第8条 甲及び乙は、本共同研究の用に供するため、別表第5に掲げる自己の施設・設備を相手方へ無償で使用させるものとし、また、必要な設備、機器その他の物品（以下「設備等」という。）を相手方の同意を得て相手方の施設内に持ち込むことができる。
- 2 甲及び乙は、前項の設備等を無償で受け入れた場合、共同で使用するものとする。なお、当該設備等を受け入れた当事者は、相手方から受け入れた設備等について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで、善良なる管理者の注意義務をもって保管又は使用し、本共同研究の目的外に利用してはならない。
 - 3 甲及び乙は、相手方の施設、設備等に異状を発見した場合、原因にかかわらず速やかに相手方に報告しなければならない。
 - 4 甲及び乙は、相手方の施設、設備等を故意又は過失により滅失又は損傷したとき、相手方の指示に従い、修補、代品の納付又は損害の賠償をしなければならない。
 - 5 設備等の搬入、据付け、撤去及び搬出に要する経費の負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（支給又は貸し付ける資産の取扱い）

- 第9条 甲及び乙は、前条に規定する設備等であって、自己の資産（甲の場合は資産取扱要領（財務部長通達第15-1号）に定めるところによる。以下同じ。）に該当するものについて、相手方に支給又は貸し付け（以下「支給等」）を行うときは、前条に加え、次の各号に定める処置を行うものとする。

- (1) 支給等を行う者は、相手方に支給等を行う設備等を引き渡すときは引渡書を添付するものとし、相手方は、これと引換えに受領書を支給等を行う者に提出しなければならない。
- (2) 支給等を受けた者は、支給等された設備等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払いを記録及び整理し、常にその状況を明らかにしておくなければならない。

(セキュリティ)

第10条 甲及び乙は、本共同研究の実施において、各々の定めるセキュリティに関する規程及び相手方の指示に従い、各々が管理する区域における秩序の維持、適正かつ円滑な業務の遂行並びに重要な資産及び重要な情報の防護（セキュリティ）を確保しなければならない。

- 2 前項に関して、甲及び乙は、相手方の故意又は過失により損害を被った場合、相手方に対し賠償請求することができる。
- 3 甲及び乙は、必要がある場合には相手方における本条第1項の措置の遵守状況について相手方に報告を求めるほか、相手方が合意する場合には書面又は関係箇所への立ち入りにより検査を行うことができ、その結果遵守が不十分であると認められる場合には、相手方と協議し合意した措置を求めることができる。

(安全管理)

第11条 甲及び乙は、本共同研究のために自己がそれぞれ管理する場所において相手方が行う試験研究の際の安全確保に関しては、相手方の責に帰すべき事由によるものを除き、その責任を負わなければならない。

- 2 甲及び乙は、相手方の管理する場所における試験研究に参加する場合は、相手方の定める安全に関する諸規程及び相手方が安全のために行う指示に従わなければならない。

(業務の委託)

第12条 甲及び乙は、第2条に定める研究実施に必要な業務を第三者に委託してはならない。

(成果報告書の作成)

第13条 甲及び乙は、本共同研究完了時に本共同研究の実施期間中に得られた研究成果について、共同して成果報告書を取りまとめる。

- 2 甲及び乙は、本契約が何らかの事由で解約された場合であっても、解約まで

に実施された内容について共同して成果報告書を取りまとめる。

- 3 前二項に基づきとりまとめられる成果報告書は紙面又は電子データで2部作成し、甲及び乙がそれぞれ保管する。

(研究成果におけるノウハウの特定)

第14条 甲及び乙は、協議の上、前条の成果報告書に記載する研究成果のうちノウハウとして取扱うことが適切なものについて、速やかにノウハウの指定を行う。

- 2 ノウハウの指定に当たっては、当該情報の優位性や研究動向を勘案し秘匿すべき期間を協議して定め、明示する。また、優位性や研究動向などの状況に変化があった場合には、秘匿すべき期間を甲乙協議して変更することができる。

- 3 甲及び乙は、第1項により指定したノウハウを、前項に定める期間中、自己に属する者であって自己の業務上開示が必要な者以外の者及び第三者に対して、秘匿しなければならない。ただし、当該ノウハウが第20条第2項ただし書第1号から第6号のいずれかに該当することが証明できたものについては、この限りでない。また、同項ただし書第7号に該当するに至った場合は、同号が優先する。

- 4 甲及び乙は、第1項により指定した自らが持分を有する共有のノウハウの利用については、以下の各号に基づき取り扱うものとする。

- (1) 自己の研究開発の目的で利用する場合は、相手方の同意を得ることなく無償で利用することができる。但し、自己の研究開発目的で自己以外の者をして利用させる場合は相手方の同意を得るものとする。
- (2) 自己の研究開発の目的以外で利用する場合は、甲及び乙は、事前に相手方の同意を得るものとし、別途締結する利用許諾契約で定める利用料を相手方に支払う。
- (3) 第三者に利用許諾しようとするときは、事前に相手方の書面による同意を得るものとし、第三者との間で別途利用許諾契約を締結する。また、当該第三者から徴収する利用料等の対価は、当該ノウハウの持分に応じて甲及び乙に分配される。許諾条件および分配方法については、別途協議して定めるものとする。

(知的財産権の帰属及び出願等)

第15条 甲及び乙は、本共同研究の実施により発明等が生じた場合には、速やかに相手方に通知し、当該発明等に係る知的財産権の帰属及び出願の要否等について協議する。

- 2 甲又は乙は、本共同研究の結果単独で発明等を行ったときは当該発明等に

係る知的財産権は当該甲又は乙の単独所有とし、予め相手方の同意を得て、甲又は乙が単独で出願等の手続きを行うことができる。この場合、出願等手続き及び権利維持に要する費用は出願等を行おうとする者が負担するものとする。なお、甲及び乙が当該研究担当者の有する当該発明等に係る知的財産権の持分を承継しなかった場合にも同様とする。

- 3 甲及び乙は、本共同研究の結果共同で発明等を行った場合には、当該研究担当者の有する当該発明等に係る知的財産権の持分をそれぞれ承継し、当該発明等に係る知的財産権は甲及び乙の共有とする。当該発明等に係る出願等を行おうとするときは、当該知的財産権に係る持分を協議し、当該発明等に係る甲、乙それぞれの貢献度に応じて定めたいえ、別途締結する共同出願等契約に従って共同で出願を行うものとする。この場合、出願等手続き及び権利維持に要する費用は、甲乙が持分に応じて負担するものとする。
- 4 甲又は乙が前項にかかる知的財産権を相手方から承継した場合は、甲又は乙は単独で出願等を行うことができるものとする。この場合、出願等手続き及び権利維持に要する費用は、出願等を行おうとする者が負担するものとする。
- 5 甲及び乙は、第1項に定める発明等とは別に、本共同研究の実施により得られた成果又は共有の知的財産権に基づき新たに発明等（以下「改良発明等」という。）が生じた場合は、遅滞なくその内容を相手方に通知し、当該改良発明等に係る知的財産権の帰属及び取扱いについて、協議の上決定する。
- 6 甲及び乙は、本条第3項に基づき共有する著作物について、相手方に対し著作権人格権を行使しないものとする。また、甲及び乙は、本共同研究の一部に学生又は第三者（甲又は乙の受託事業者を含む）以下、学生と合わせて「受託事業者等」という。）が関与する場合には、当該受託事業者等が著作権人格権を行使しないよう措置するものとする。

（外国出願）

第16条 前条の規定は、外国における知的財産権の出願及び権利保全等（以下「外国出願等」という。）についても適用する。

- 2 甲及び乙は、前条第3項に基づき、甲及び乙に承継された共有の知的財産権に関する外国出願を行うにあたっては、その要否及び対象国等について相手方と協議の上決定する。

（知的財産権の自己の利用）

第17条 甲及び乙は、本共同研究の実施により得られた共有の知的財産権（第14条に規定するノウハウを利用する権利を除く）を、自己の研究開発の目的で利用する場合（自己の研究開発目的で自己以外の者をして利用させる場合を

含む。)は、相手方の同意を得ることなく無償で利用することができる。

- 2 前項の場合を除き、甲及び乙は、事前に相手方の同意を得るものとし、別途締結する実施契約で定める利用料を相手方に支払う。但し、乙が権利化に出願又は申請を要する知的財産権を自己の営利目的で利用する場合は、乙が当該共有の知的財産権に係る甲の持分に係る出願及び権利維持に要する費用を負担することを条件として、甲の事前の同意なく無償で利用することができる。
- 3 甲及び乙は、本共同研究の実施により得られた共有の知的財産権を、外国為替及び外国貿易法その他の国内法令に従い利用する。

(知的財産権の第三者に対する利用許諾)

第18条 甲及び乙は、自らが持分を有する共有の知的財産権(第14条に規定するノウハウを利用する権利を除く)を第三者に利用許諾しようとするときは、事前に相手方の書面による同意を得るものとし、許諾の条件は協議して定める。

- 2 甲及び乙は、前項により第三者に利用許諾する場合、第三者との間で別途締結する利用許諾契約で定める利用料を当該第三者から徴収するものとする。この場合、第三者から徴収する利用料は、当該第三者への利用許諾の斡旋を行った者に10%を配分し、残りの90%を当該知的財産権に係る持分に応じて甲及び乙に分配する。

(持分の譲渡等)

第19条 甲及び乙は、本共同研究の実施により生じた共有の知的財産権の自己の持分の全部又は一部を第三者に譲渡することを要望するときは、あらかじめ相手方の同意を得るものとする。

(秘密保持)

第20条 本共同研究における秘密情報とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 本共同研究の結果得られた成果のうち、秘密である旨の表示が付された書面、サンプル等の有形物、又は有形無形を問わず、甲及び乙で秘密情報として取り決め、書面により確認されたもの。(第14条第1項で指定したノウハウは除く)。
- (2) 書類・図面・写真・資料・サンプル・DVD・フラッシュメモリ・SDカード等の有形物、電子メール・ファイル共有システムその他の電磁的方法により相手方から開示・交付された情報のうち、秘密である表示が付された情報。

- (3) 相手方から秘密であることを告げた上で口頭によって開示され、速やかにその要旨を書面で明示し、秘密である旨の表示が付された情報。
- 2 甲及び乙は、秘密情報を秘密に保持するよう適切に管理し、これを自己に属する者であって自己の業務上開示が必要な者以外の者及び第三者に対して秘匿しなければならない。但し、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。
- (1) 相手方から知得する以前に、既に公知であるもの。
- (2) 相手方から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの。
- (3) 相手方から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの。
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず適法に知得したことを証明できるもの。
- (5) 相手方から知得した情報に依存することなく独自に得た資料・情報で、かかる事実が立証できるもの。
- (6) 相手方から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの。
- (7) 裁判所命令若しくは法律によって開示を要求されたもの。この場合、かかる要求があったことを相手方に直ちに通知する。
- 3 甲及び乙は、本契約の目的、性質に応じて、秘密保持に関する特約を付することができる。秘密保持に関する特約が付された場合には、相手方は、当該特約の定めるところにより、秘密の保持に万全を期さなければならない。
- 4 前3項に基づく秘密保持義務は、本契約終了後5年間有効とする。但し、前項の特約に有効期間の規定が含まれる場合は、当該規定が優先するものとする。
- 5 前各項に関して、甲及び乙は、相手方の故意若しくは過失により損害を被った場合又は相手方が本条に違反したことにより損害を被った場合には、相手方に対し賠償請求することができる。
- 6 第1項第2号及び第3号に該当する秘密情報は、本契約が終了した場合、開示した者の指示に基づき開示した者に返却する又は廃棄するものとする。ただし、当事者間でその他の合意をした場合はこの限りではない。
- 7 甲は、契約の件名、金額、契約相手方の名称及びその他必要な情報を公表することができる。

(研究成果の開示及び公表)

- 第21条 甲及び乙は、研究成果について、第14条第3項で規定するノウハウの秘匿義務及び前条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で、次項以下に定める手続きに従って開示、発表若しくは公開すること（以下「研究成果の公

表」という。)ができる。

- 2 前項の場合、研究成果の公表を希望する者(以下「公表希望当事者」という。)は、研究成果の公表を行おうとする日の30日前までにその公表内容を書面にて相手方に通知しなければならない。なお、公表にあたっては、公表される研究成果が本共同研究の結果得られたものであることを明示することを原則とするが、相手方が当該明示を行わないことに同意した場合又は当該明示を希望しない場合は、この限りでない。
- 3 前項に基づき通知を受けた契約当事者は、通知された公表内容に、自己の将来期待される利益を侵害するおそれがあるものが含まれると判断されるときは、当該通知受理後15日以内に公表内容の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし(以下、通知を行った契約当事者を「通知者」という。)公表希望当事者は、通知者と十分な協議をしないといけない。公表希望当事者は、研究成果の公表により将来期待される利益を侵害するおそれがあるとして、本項に従い通知を受けた部分については、通知者の同意なく、公表してはならない。ただし、通知者は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。
- 4 本共同研究終了日の翌日から起算して1年間を経過した後は、公表希望当事者は、第2項に定める相手方に対する通知を行うことなく、研究成果の公表を行うことができる。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができる。
- 5 甲及び乙は、研究成果を輸出する場合又は研究成果の提供を行う場合には、外国為替及び外国貿易法を遵守しなければならない。前項にかかわらず、甲及び乙は、相手方が単独で所有する研究成果および共同で所有する研究成果を輸出、または外国における当該研究成果の提供若しくは非居住者等への当該研究成果の提供を行う場合、これが第三者への開示に該当するか否かに関わらず、事前に当該研究成果の所有者の書面による同意を得ることとする。

(不当介入への対応)

第22条 甲及び乙は、本契約に関し、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」と総称する。)による不当要求又は履行の妨害(以下「不当介入」という。)を受けたときは、断固としてこれを拒否しなければならない。
- (2) 暴力団員等による不当介入があったときは、直ちに管轄の都道府県警察(以下「警察当局」という。)に通報するとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- (3) 前号により警察当局に通報したときは、速やかにその内容を書面により

相手方に報告するものとする。

2 前項第1号における暴力団関係者とは、個人または法人の役員等が次のいずれかに該当する場合の個人又は法人をいう。

- (1) 暴力団員と認められる場合
- (2) 暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
- (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる場合
- (4) 暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合
- (5) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- (6) 暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる場合
- (7) 前各号のほか、警察当局からの指導又は見解などにより暴力団関係者と認められる場合

3 甲及び乙は、相手方が本条第1項に違反していると認められるときは、相手方に対して必要な措置を講ずるよう要請することができる。指示を受けた者は、直ちにその要請の本旨に沿った措置を講じなければならない。

4 甲及び乙が暴力団員等から不当介入を受けたことにより本共同研究に影響を受けたときは、甲乙協議してこれを解決するものとする。

(契約期間の延長)

第23条 甲又は乙は、天災その他本共同研究遂行上止むを得ない事由又は本共同研究の遅延など当初予測できなかった事由が生じたとき、甲乙協議の上、第2条に定める研究期間を延長することができる。

2 甲又は乙は、前項に定める延長に伴い生ずる一切の損害について、相手方に賠償を請求することができない。

(契約の解約又は解除)

第24条 甲又は乙は、次に定める各号の事由が生じたとき、双方協議の上、本共同研究契約を解約することができる。

- (1) 研究目的又は研究内容が第2条に定める研究期間満了前に達成又は実現されたとき
- (2) 天災その他本共同研究遂行上止むを得ない事由が生じたとき
- (3) 当初予測できなかった事由が生じたことにより研究目的の達成又は実現

が不可能または困難であることが判明したとき

- 2 甲又は乙は、前項に定める解約に伴い生ずる一切の損害について、相手方に賠償を請求することができない。
- 3 甲及び乙は、次の各号のいずれかの事態が生じた場合、30 日以内に相手方に対する相当期間を定めた書面にて事態の是正を要求し、当該期間内にかかる事態が是正されない場合は、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 相手方が本契約の締結又は履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
 - (2) 相手方が本契約に違反したとき
 - (3) 相手方が前各号と同視できるような信頼関係を喪失させる行為を行ったとき
- 4 甲及び乙は、次の各号のいずれかの事態が生じた場合、何らの催告を要さず、本契約を解除することができる。
 - (1) 破産、民事再生、会社更生等の手続の申立を受け、若しくは自ら申立てたとき
 - (2) 仮差押、強制執行、競売等の申立、または手形の不渡り、手形交換所の取引停止処分、若しくは租税公課の滞納処分を受け、あるいはこれらの申立またはこれらの処分を受ける程にその財産状況が悪化したとき

(研究の終了等に伴う研究経費等の取扱い)

- 第24条の2 乙は、第23条第1項に定める延長により受領済みの研究経費に不足を生じるおそれが発生した場合には、直ちに甲に対して書面により通知しなければならない。この場合において、甲は乙と協議の上、不足する研究経費の負担について定める。
- 2 前条に定める解約又は解除若しくは変更契約の締結により第6条の5第1項に定める研究経費の額に不用な部分が生じたとき、甲は乙に不用となった額の返還を請求するものとする。
 - 3 乙は、本共同研究を終了したときには、第8条第2項の規定により甲から受け入れた設備のうち自己に所有権が移転していない設備を、本共同研究終了日時点の状態で甲に返還しなければならない。

(損害賠償)

- 第25条 甲及び乙は、第24条第3項若しくは第4項に掲げる事由、又は相手方の故意又は重大な過失により損害等を被ったときは、相手方に対して、被った直接損害に限り賠償請求をできる。ただし、第8条（施設、設備及び機器の使用等）、第10条（セキュリティ）又は20条（秘密保持）については、各規定が定めるところによる。

(契約の有効期間)

第26条 本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする。

2 本契約の終了後も、第4条(第1項を除く)(研究協力者)、第6条の3(経理)第2項、第3項、第6条の4(実績報告)、第6条の5(契約金額の確定)、第6条の6(実績額の調査)、第6条の7(支払済み金の返納)、第7条第4項(目的外使用の禁止)、第8条(第1項を除く)(施設、設備及び機器の使用等)、第10条(セキュリティ)、第13条(成果報告書の作成)から第22条まで(不当介入への対応)、本項及び第28条(裁判管轄)の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第27条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第28条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所(本庁)を第一審専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

(甲) 東京都調布市深大寺東町七丁目44番地1
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
調達部長 辻 宏司

(乙) 住所
機関名
役職 氏名

別表第 1（第 2 条関係）

研究項目	甲	乙
(1) . . .	◎	◎
(2) . . .	◎	○
(3) . . .	○	◎
(4) 研究のまとめ	◎	◎

※◎：主たる研究実施機関、 ○：従たる研究実施機関

別表第 2（第 2 条関係）

項目	スケジュール			
	〇〇年度			
	1Q	2Q	3Q	4Q
(1) * * *	*			
(2) * * *	*	*	*	
(3) * * *			*	*

別表第 3（第 3 条、第 5 条関係）

区分	氏名	担当	所属・職名	非居住者又は特定類型への該当(*)
甲	〇〇 〇〇	◎	〇〇プロジェクトマネージャ	-
	〇〇 〇〇	○		-
乙	〇〇 〇〇	◎	〇〇総括	-
	〇〇 〇〇	○		○

※◎：主たる研究担当者、 ○：従たる研究担当者 □：研究協力者

(*)技術の提供を行う場合に外国為替及び外国貿易法第 2 5 条第 1 項及び第 2 項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性がある非居住者又は「外国為替及び外国貿易法第 2 5 条第 1 項及び外国為替令第 1 7 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成 4 年 1 2 月 2 1 日付け 4 貿局第 4 9 2 号。以下「役務通達」という。）の 1（3）サに規定する特定類型に該当する場合に○を付す。

別表第 4（第 6 条関係）

区分	〇〇年度経費	備考
甲	○千円	○千円のうち△△へ●千円（税込）を上限として支払う
乙	○千円	

別表第 5（第 8 条関係）

区分	施設設備等		
	名 称	規 格	数 量
甲			
乙			